平成２６年（フ）第６８４号
東京都昭島市松原町１丁目５番16―303号
債務者　平塚眞紀夫
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６３１号
東京都昭島市玉川町２丁目７番18号
債務者　福田　成美
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１７８号
横浜市港南区日野４丁目50番18号　ハイツアライＡ棟102号室
債務者　奈良田奉丈
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０７号
横浜市鶴見区元宮１丁目２番26号　ビッグガーデン203
債務者　荒井　　知
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２３４号
横浜市港北区綱島東５丁目３番５―301号
債務者　浦林　美樹
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７０号
東京都東久留米市下里４丁目１番40―406
債務者　加藤　勝己
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６９号
静岡県磐田市国府台398番地１
債務者　山本　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第５７号
福岡市博多区博多駅南３丁目21番14号
破産者　有限会社コウワ精機販売
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９号
札幌市中央区北２条西３丁目１番地
破産者　北海鋼材株式会社
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４６号
栃木県下野市石橋602番地
破産者　布袋田正孝
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１号
埼玉県三郷市さつき平１丁目４番２―501号
破産者　株式会社ひいらぎ漆工房
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
最後の住所山梨県甲府市下向山町1280番地１
コスモ
破産者　被相続人亡水上武男相続財産
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
広島県尾道市向東町9210番地
破産者　瀬戸内工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第６２５号
神奈川県平塚市めぐみが丘２丁目２番５号
破産者　有限会社Ｋｚ
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９０号
愛媛県四国中央市土居町小林1185番地
破産者　有限会社鈴木善次郎商店
1　決定年月日　平成26年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５５６号
福岡市東区原田１丁目42番43号
破産者　有限会社黒川産業
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７７号
奈良市二名４丁目1193番地の112
破産者　梶岡　正明
1　破産債権の届出期間　平成26年９月30日まで
2　一般調査期日　平成26年10月27日午後３時30分
平成26年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９４号
大阪市住之江区住之江１丁目１番21号　メゾン住之江506号、事業所所在地大阪市住之江区中加賀屋３―13―21
破産者　まちの自転車店リコ中加賀屋店こと
中村　保廣
1　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
2　一般調査期日　平成26年10月27日午後３時
平成26年９月４日
大阪地方裁判所第６民事部